

すくも 市議会だより

第92号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第二回定例会は、平成三十年六月十二日に開会し、十六日間の会期で六月二十七日に閉会しました。

市長から提出された議案は、専決議案二件、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める」人事議案一件、「平成三十年度一般会計補正予算」など予算議案二件、「宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例」など条例議案八件、その他議案一件の合計十四議案で、審議の結果、いずれも原案どおり全会一致で可決されました。

最終日には議員から「市長の専決処分事項の指定」の議案一件、「旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書」及び「自衛隊誘致の促進に関する決議」が提出され、審議の結果、原案どおり可決されました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計（議案第四号）

今回の補正予算は、総額で四千四百四十一万八千円が増額補正され、累計で百十四億二千七百九万一千円となりました。

（歳出の主なもの）

○宿毛東団地住宅支援事業費補助金……………六百万円

第二回（六月）定例会日程

6月12日（火）	本会議	開会、議案上程
13日（水）	休会	議案等精査
14日（木）	休会	議案等精査
15日（金）	休会	議案等精査
16日（土）	休会	
17日（日）	休会	
18日（月）	本会議	一般質問
19日（火）	本会議	一般質問
20日（水）	本会議	議案質疑
21日（木）	休会	委員会審査
22日（金）	休会	委員会審査
23日（土）	休会	
24日（日）	休会	
25日（月）	休会	
26日（火）	休会	委員会審査
27日（水）	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会

- 宅地分譲促進基金積立金……………六百万円
- コミュニティ助成事業助成金……………五百五十万円
- 林邸再生・活用事業……………二百三万五千円
- 消防団員退職等報償費……………二百八十万円
- オリンピック・パラリンピック教育推進事業……………三百四十七万九千円
- 学校給食事業特別会計繰出金……………八百九十四万一千円

条 例

◎議案第六号「宿毛市コミュニティバス」の運行に関する条例の一部を改正する条例について

平成二十九年十月より本格運行している宿毛市コミュニティバスについて、運行経路の変更に伴い本条例の一部を改正するものです。

◎議案第八号「宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例」について

本年七月末完成予定の宿毛小学校屋内運動場の改築に伴い、当該屋内運動場の面積に変更が生じたので、九月一日からの一般開放に向け、本条例の一部を改正するものです。

◎議案第九号「宿毛市立運動場条例の一部を改正する条例」について

本年七月末完成予定の武道館の新築移転に伴い、住所変更等をする必要が生じたので、九月一日からの一般開放に向け、本条例の一部を改正するものです。

◎議案第十三号「宿毛市宮改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について

手代岡小集落地区改良住宅団地の一棟目の建替えが本年六月末に完成することに伴い、住宅の名称及び家賃等を定める必要が生じたので、本条例の一部を改正するものです。

そ の 他

◎議案第十五号「市長の専決処分事項の指定」について

地方自治法第一八〇条第一項の規定により、本年六月末完成予定の手代岡地区の更新住宅と宿毛市が管理している西町地域振興住宅の一部についても、公営住宅、改良住宅と同様に専決処分事項として指定するものです。

陳 情

皆さんから提出された陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件 名	議決結果
第12号	日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出について	不採択

なお、委員長の審査報告は以下のとおりです。(抜粋)

委員からは「唯一の被爆国として率先して批准すべきである」との賛成意見の一方で「核兵器の廃絶には賛同するが、日本は日米安保によって平和が維持されている。この条約の批准はこれまでの安全保障施策と矛盾してしまうというリスクを負っている」との反対意見も出され、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

提出された議案等

議案番号	件 名	議決結果
第1号	専決処分した事件の承認について	承認
第2号	専決処分した事件の承認について	承認
第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	同意
第4号	平成三十年度宿毛市一般会計補正予算	原案可決
第5号	平成三十年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算	原案可決
第6号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第7号	宿毛市税条例の一部を改正する条例	原案可決
第8号	宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第9号	宿毛市立運動場条例の一部を改正する条例	原案可決
第10号	宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第11号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第12号	宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第13号	宿毛市宮改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第14号	財産の処分について	原案可決
第15号	市長の専決処分事項の指定について	原案可決
意見書案	旧優生保護法による不好手術の被害者救済を求める意見書	原案可決
第一号	自衛隊誘致の促進に関する決議	原案可決
第一号	決議案	原案可決

問

質

般

一

〔質問順位による〕

第二回（六月）定例会の一般質問は、十八日と十九日の二日間に七人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



松浦 英夫 議員

防災対策について

問 仙台高裁は、石巻市立大川小学校の問題で学校の防災対策等について不備があったとして原告に対して損害賠償の支払いを求める判決があった。この判決についてどのように受け止めているか。

答 想定浸水区域外の学校でも想定以上の想定を行なう必要性が求められている。今後、教育委員会とも連携を図り、児童生徒の安全確保に向けて全力で取り組む。

問 市内の学校において「学校防災マニュアル」は策定されているか、併せて防災研修や訓練の状況について問う。

答 市内全ての学校で「学校防災マニュアル」は策定されている。これに基づき、地域と連携する等訓練を実施している。研修についても避難訓練とは別に各種の研修に参加する等防災意識の向上に努めている。

問 咸陽保育園と中央保育園以外にも津波の浸水域にある保育園がある。幼い園児の命を守る観点から今後の対策について問う。

答 残りの三園についても、公立、私立関係なく出来る限り早い段階での高台移転が望ましいと考えている。私立保育園の意向を聞きながら、宿毛市全体として、より安全で安心した保育園運営に向けて努力をしていく。

問 咸陽保育園について、これまで財政シミュレーションを検討した結果、高台移転を延期してきた経緯がある。財政シミュレーションはどのように改善されたのか。

答 施設等整備基金や減災基金の積み増しを行ない安定的な財政運営を行っている。非常に厳しい財政状況ではあるが、今後の財政を圧迫しないような形で、緊急防災・減災事業債等有利な起債等を使いながら事業を進めたい。

総合運動公園等の芝の管理について

問 委託業者から提出される業務実績報告書を見ると、平成二十八年度と平成二十九年において、人件費や消耗品の購入費及び燃料費等全ての支払金額が全く同額である。しかもその金額において端数がなく千円単位や万単位の金額となっているがどうか。

答 消耗品や燃料等の購入金額についても支払い方法が二ヶ月に一回の概算払いという事で、最終的に年度末で清算をすることから小さな円ままでの端数の請求となっていない。

問 委託業者からの業務委託の請求の際に、支出に係る全ての領収書の提出を求める中で監査を行い委託料の支払いをするのが普通であるが、どのような監査を行っているのか。

答 検査は、契約の相手方が契

約や仕様書のとおり業務を適切に行っているかどうかを確認することが目的であり、領収書の提出は求めていない。



高倉 真弓 議員

市民の安全安心について

問 市民の安全安心について市長の基本姿勢と虐待の現状事例を問う。

答 全ての市民が安心して暮らせることはもとより、お越しいただいた方々にも安心して頂けるような行政運営に取り組んでいる。

虐待については、要保護児童対策地域協議会、宿毛市子ども支援ネットワーク委員会を設置。この協議会は警察、小中高等学校他、二十二の機関で構成。現在、虐待につながる事例はないが、判明した場合の対策は必要に応じ検討会議を開催。厚生労働大臣が定める専門研修を受講、終了した保健師を調整担当として配置。切れ目のない支援に努めている。

問 子供さんたちの通学時の安全対策を教育長に問う。

答 青少年育成センターを核として学校及び関係機関と連携を図る中で登下校時及び放課後の児童生徒の安全確保に取り組んでいる。スクールガードリーダーや補導員による見守り、小学校新一年生への防犯ブザー、ランドセルカバー等、今後も保護者や地域の方々のご協力を頂いて進めたい。

問 高齢者による自損、人身事故が多発している。コミュニティバスの現況と高齢者の免許返納に伴う対策について問う。

答 通称はなちゃんバスの状況は十月から三月までの六か月間で、延べ三千二百九十六名にご利用いただいた。現在も順調に伸びている。運転免許証を自主返納された方には運転経歴証明書が交付され、路線バスや鉄道の運賃の割引等特典が受けられる。コミュニティバスの運賃の割引など優遇制度の導入で、自主返納を推進できる取り組みを検討したい。

維新博覧会

問 奥谷画伯文化勲章受章記念展の状況や反響について問う。

答 宿毛市の名誉市民である奥谷博先生が高知県で二人目となる文化勲章を受章された。

大変名誉なことである。高知県立美術館、中土佐町立美術館のご協力を頂き宿毛市収蔵作品と合わせ二十五点の展示を行った。六月十二日から二十日までの九日間一千七百四十名。県外や遠方から、また、二回三回と足を運んでくださる熱心な方もいて、その効果は隣接の林邸には九百二十名、宿毛歴史館には二百十名のご来場があり宿毛の歴史に触れていた。

問 林邸のオープン以後の来場者数、活用方法、展望を問う。

答 四月二十一日に供用開始した林邸はオープン以後の五月末までの四十一日間で四千九百九十一名が来場、まちの駅の登録認定を受け、国道からの誘導看板を設置し、今後は一定の条件のもと夜間の利用も考えたい。



山戸 寛 議員

民間資金等活用事業(PFI)について

問 PFIとはどういうものか。

答 民間業者がその技術力や経営力などのノウハウを活用し資金調達を行うことで公共施設の整備、建設、維持管理等を行う手法である。株式会社として構成された特別目的会社が業者と事業契約を結び公共事業を実施する。

問 国庫補助金や起債などはPFI事業を採用した場合どうなるのか。

答 国庫補助金については直営でもPFIでも変わりはない。起債についても事業の内容に応じた同等の地方債措置または交付税措置がうけられる。

問 採用するメリットは何か。

答 包括発注による工期の短縮、民間事業者のノウハウによるコストの削減、付加価値のある事業の創出が期待され、結果として公共サービスの向上が図られることになる。

問 従来の直営型の場合には、基本設計から建設まで市の側で全て把握できた。一括発注の場合、施設建設に係る費用の妥当性をどのように判定するのか。

答 宿毛小中学校に関してPFIの募集を公表する際に総事業費の上限額を公表する。

この総事業費の積算はPFIに精通した専門家にしてもらうことになる。また事業者の選定に際しては外部有識者による審査委員会を組織し提案内容を審査・評価してもらうことになり、チェック機能は確保される。

問 学校の運営を行う主体は地方公共団体である。基本計画策定に関して校長、教職員、保護者、周辺住民等の意見の汲み上げ等はどうか。

答 どういった学校施設が望ましいのか検討するため、学校から意見を聞き取るとともに、保護者も含めた学校施設検討会をこれまで二回開催した。聞き取った意見をどこまで要求水準書に入れ込んでいくか、再度、学校、保護者と協議し検討する。事業者を選定した後は契約に向けた交渉を行うことになるが、再度協議する場を設け、関係者の理解を得ていきたいと考える。

問 学校だけではなくにその他の機能を複合させた施設整備を考えているのか。

答 今回の宿毛小中学校整備事業では校舎とプールの建設を予定しているが、それ以外の別の目的施設の建設は想定していない。

問 PFIでは一括して一つの業者が仕切ることになるため、小規模な地元業者の入り込む余地のないものとなりはしないか。

答 これまでも地元業者に対しては理解を深めていた。ために、勉強会を複数回開催してきた。今回の宿毛小中学校整備事業については、市内事業者を必ず参画させることを応募条件に入れることとしている。



川田 栄子 議員

観光事業について

問 本市の観光事業をどう進めていくのか。

答 今後の重点的な取り組みとして「志国高知幕末維新博覧会」を契機に、観光交流施設として改修した林邸については、歴史館と連携した歴史観光資源として最大限に活用していく。また、自然体験型観光やグルメ分野にも力を入れていく。

問 林邸を本市の観光にどの様に生かすのか。

答 建築物としての改修だけでなく宿毛の歴史を実感していただける場所ができた。宿毛歴史館と一体エリアとして効果が上がっていると考えている。幡多地域での自由民権運動の系譜を引き継ぐ林邸をたくさんの方に活用していただき地域活性化につなげていきたい。

サニーサイドパークについて

問 サニーサイドパークの整備計画とビジョンについて所見を問う。

答 建築から二十六年が経過する中、施設や設備が著しく老朽化しており、観光拠点施設としての役割を発揮できていない状況にある。全面改修も視野に入れた整備に取り組んでいく必要があると考えている。現在、検討委員会の立ち上げを準備しており、年度内に改修の方針を固めたい。地元の新鮮な海産物を使ったフッシャーマンズワーフのような道の駅、釣りなど自然体験型観光施設として位置付けをし、観光拠点施設として生まれ変われるよう検討していく。

行政事務処理ミスについて

問 行政事務処理ミスについて原因分析できているか。

答 担当職員として通知を確認し対応したものの、交付金事務取扱に対する認識が不十分であり、本来の適正な事務の執行に至らなかった。同様な交付金事業の実施に当たっては、交付要綱や事務連絡など事務取扱を確認したうえで、事業を実施していたが、本件については関係するいずれの職員も十分な把握ができておらず、誤った認識で不完全な事務処理のまま実施されたものである。

問 この事業の最終決裁はどなたか問う。

答 市長の私である。

問 政治家は管理監督、責任がある。市長ご自身についての見解を問う。

答 今回の事務不適切処理については宿毛市に対する信頼を損なうものであり市政を預かる最高責任者として極めて重く受け止めている。多くの方にご迷惑をおかけしたこと、深くお詫びを申し上げる。今後は再発防止に向け、全庁挙げて取り組んでいく決意で

ある。再発防止策として職員一人一人の業務力を引き上げていく必要があると考えている。日々の業務の中でしっかりと確認行為を行い、職員研修を通じ、職員の資質向上に取り組んでいく。



山本 英 議員

防災について

問 大海、小筑紫地区に設置予定のヘリポートを視察した。急峻なところで、老人や傷病人の移動が困難と思われる。阿南市では里山等を切り開き五か所の防災公園を整備するようである。ある防災公園は四千人の収容が可能で三日分の水を貯蔵できる耐震性貯水槽を埋設している。大胆に切り開けばヘリポートも併設し、避難民の次なる避難所への移動も可能になる。現状は平時の急患輸送にも向いていない。再検討すべきではないか。

答 両地区長のご要望で、空路による救助や支援助物資の輸送のため、県の補助金を活用し実施計画に着手し本年度当初予算においても議決された。

対象ヘリは中型機で現設計内容で進める。

市役所新庁舎について

問 すべての災害を新庁舎で対応可能にするのか。

答 建設場所を決定する上で重要な要素である。

問 現在分散している環境課、水道課等を統合するのか。

答 集約するよう検討する。

問 庁舎の建て位置として、想定される災害後の復興計画があれば、宿毛の中心位置となりうる場所として目安がつかぬのではないか。

答 復興後の計画までは現在は検討していない。

海洋教育について

問 五年ごとに改正されている第三期の海洋基本計画が策定され、全市町村で海洋教育の実施を目指すとしている。その動きは宿毛市ではあるのか。

答 現時点では海洋教育推進の具体的な措置はないが、次期学習指導要領改訂に向けての議論の中にも海洋教育が取り上げられている。本市では

海洋教育の取り組みは既に各小中学校で取り組んでおり、今後とも創意工夫を凝らし取り組む。

HACCP(ハサップ)について

問 食品の生産過程においていかに安全な食品を作るかということ、二〇二〇年の東京オリンピックまでに、食の安全を世界の水準までに上げるといふ目的でハサップを取り入れることとなっている。給食センターも対象となるが、現状の古い設備に新しい機材を投資するという問題点も浮上する。これを契機に地震・津波に耐えられる施設・場所を立て直しておけば、震災後の公の炊き出し機関ともなる。検討すべきではないか。

答 現在、厚生労働省のハサップに基づいた大量調理施設衛生管理マニュアルに準じた点検等を実施しているが、給食センターは築後かなりの年数が経っており、立て替えに向けて検討を進めている。



山岡 力 議員

行政業務の民間委託 推進について

問 県の行政業務の民間委託の方向性は各自自治体の厳しい財政状況を踏まえ費用対効果を見定めた上で委託できる業務は民間委託し、これによって自治体の負担軽減になり県内事業者の活力の創出にも繋がるという活性化政策とも呼べる施策が推進されている。民間委託が進まないのはなぜか。

答 公社の民間委託については宿毛市行政改革大綱で段階的に民間へと推進する事になっている。しかし、全ての民間委託については公社職員の減少にあわせ移行の途中である。公社職員の雇用は平成七年が最後である。

問 職員の人事の側面だけの要因では腹に落ちてこない。平成二十一年度から一部地区を委託したが、ここ十年間の費用単価と二十一年度以前の公社だけが業務した時の比較はどうなっているか。

答 公社のみで収集運搬を行っている最後の年の二十年度のゴミ収集量は四千九百六十九トンでかかった費用は約一億四千五百万円。直近の二九年度公社と委託先の両者が運搬したゴミの合計量は約四千四百四十九トンでかかった費

用は九千百万円となっている。概算だが費用対効果は二十年度と比べ五千四百万円の減少となっている。

問 委託の成果は着実にあがっている。しかし懸念もある。一部地区しか委託されていない事で請負単価の低迷に陥っていないか。果たして業者の活性化に繋がっているのか。業者が安心して業務を遂行できるためには民間委託へ到るビジョンを示すべきではないか。また、公社職員の雇用の安心も確保すべきだが所見を聞く。

答 どの時期にどの程度の規模ずつ委託できるのか検証して民間業者の方々にビジョンを示していきたい。

新庁舎建替え事業について

問 宿毛市は地震の影響は甚大だが防災の備えはほとんどされていない。庁舎案は三案だが小深浦の高台以外の二案は津波の浸水域となっている。小深浦は保育園を総合して移設しても十分な広さがある。他の公共施設も区域内に建てられる。通常の窓口業務の利便性や高台移転でのメリット・デメリットについて所見を聞く。

答 メリットは造成後の標高が二十メートルとなりL2ク

ラスの津波でも浸水しない点と有利な防災関連の起債が借りられる点にある。デメリットは造成に一定の手続きと時間を要する点にある。仮に高台になった場合、中心市街地の皆さんの利便性を損なわないよう十分な配慮に努めたい。なお、県土木や宿毛警察署も将来の高台移転を検討しているようである。



濱田 陸紀 議員

宿毛市役所の庁舎建設候補地について

問 現在地三十億円、旧県立病院跡地三十億円、小深浦の高台の場合は三十五億円かかるが国から七割の交付税措置があり、市の一般財源は十四億円。この三案に集約され審議会に諮問された。今後、各地で住民との意見交換会をするとの事である。庁舎建設審議会の答申については八月中旬に答申をもらい九月市議会で場所を決定との事であるが、いささか早急ではないかとの意見があるがどのように思うか問う。

答 市内八カ所で新庁舎建設について意見交換会を開催し頂いた意見をしっかりと取りまとめ、建設候補地の判断材料としたい。また、スケジューリングは性急すぎるという点については先日開催された宿毛市庁舎建設審議会においてもご指摘を頂いたところであるが、防災面から一日も早い事業着手が必要と考えておりできるだけ早い新庁舎建設の方針決定を目指している。また、特にお年寄りの方々の話を聞いてあげてくれという話があったがしっかりとそういった方々の意見も聞きたいと思っている。

問 お年寄りの皆さんが一番気にしていることは、若い人に比べて体力的にすぐ劣っていることであり、十分から二十分では避難場所にいけないうことであり、出来れば近場に建てていただきたい。

答 新庁舎建設について住民意見交換会を実施し、様々な意見を頂き、宿毛市庁舎建設審議会でも議論をしていただく。それらを総合的に判断する中で建設候補地を決定し市議会で諮ってまいりたい。

犬猫の保護について

問 二、三匹でも飼えるような一時預かりの場所をつくる等のことはできないか。

答 市が市民の方々から直接、犬や猫を一時預かりするような施設を設置することは預かった動物をその後どうするかなどの課題が多くあり現状では厳しいと考えている。本市として、飼い主のいない犬や猫を増やさないためにも県と連携しながら終生飼養や飼い主の責任などの啓発を行っている。てまいりたいと思っている。

宿毛橋の架け替えについて

問 この橋は、完成以来九十年近くが経過し老朽化が進んでいる。宿毛橋の架け替えについて問う。

答 宿毛橋は平成二十八年年度に定期点検を実施し、コンクリートの浮きや剥離、鉄筋の露出といった損傷が顕著なことから、優先的に対策を実施する必要がある橋梁の一つであると考えており、補修または架け替えについて検討していくことになっている。



意見書

議員より提出された次の意見書を原案のとおり可決し、国会及び政府に提出しました。

◎意見書案第一号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和二十三年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は平成八年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らは約二万五千人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは一万六千四百七十五人と報告されている。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題がある。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済

措置を講じるべきである。

記

一 国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。

二 その際、都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。併せて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。

三 旧法改正から二十年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

決議

議員より提出された次の決議案を原案のとおり可決しました。

◎決議案第一号 自衛隊誘致の促進に関する決議

宿毛市議会は、平成二十八年九月定例会において、自衛隊誘致調査特別委員会を設置し、調査・研究を行った結果、アメリカは特に認められず、大規模災害発生時の迅速な救

助活動、地域経済の活性化という点において、宿毛市にとって有益なものであり、また、防衛に対する貢献に資するものであるとの調査報告がなされている。

中でも、防災対策については、南海トラフ地震は七〇%から八〇%の確率で、今後三〇年以内に発生するとされており、宿毛市では一〇メートルを超える大津波や長期浸水により甚大な被害が出る事が予想されている。

地震発生時には県内全域の道路網が被害を受け、四国に駐屯する陸上自衛隊の支援は、生存限界とされる七十二時間以内で受けることは非常に困難であるとされており、自衛隊の存在は、本市の防災対策上、極めて有益である。

現在、国においては防衛計画の大綱の見直しが進められており、自民党安全保障調査会などがまとめた提言書には、南西諸島防衛に当たる自衛隊の後方支援拠点を九州や四国に設置するべきだとする内容が盛り込まれたとの新聞報道がなされている。

また、本年七月には自衛隊誘致に関するセミナーが商工会議所主催で実施される予定となっており、民間団体も誘

致に向けて動き始めている。

こうした状況において、防災対策や人口減少対策、地域経済の活性化など多くの課題が山積している本市にとっては、多くのメリットが認められる自衛隊を積極的に誘致すべき

好機であり、誘致実現によって、本市を含め四国西南地域における安全・安心に寄与するとともに、防衛体制の強化にも貢献できるものであると確信している。

以上、宿毛市議会は、自衛隊誘致の促進を決議する。

※自衛隊誘致調査特別委員会の最終報告は紙面の都合で割愛させていただきました。
なお、宿毛市議会ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

臨時会の概要

平成三十年第一回臨時会が五月二十五日に開催され、専決処分議案三件、予算議案一件、条例議案二件の六議案が審議されました。

予算議案は、庁舎建設審議会委員の報酬や旅費を計上した平成三十年度宿毛市一般会計補正予算であります。

条例議案は、庁舎建設審議会を設置するための「宿毛市庁舎建設審議会条例の制定について」及び庁舎建設審議会委員の報酬及び費用弁償について定めるための「宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

審議の結果、いずれも全会一致で承認、可決することに決しました。

人事案件

平成三十年第二回定例会において次の人事議案を全会一致をもって同意しました。

○人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

おおくし 大串 恭氏（新任）



平成29年度政務活動費収支報告

議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派に対し、議員1人当たり月額6,000円を交付しています。残額については返還されます。(単位:円)

会 派 (人数)	未 来 (3人)	改革クラブ (3人)	市民クラブ (3人)	融知会 (3人)	明かるい社会 (1人)	点睛会 (1人)
収 入	216,000	216,000	216,000	216,000	72,000	72,000
支 出	129,520	181,240	217,887	219,133	118,840	27,557
経 費 区 分	調査研究費	81,510	83,430	111,180	98,783	27,557
	研 修 費			29,200	118,840	
	要請・陳情活動費	48,010	97,810		120,350	
	資料作成費			77,507		
残 額	86,480	34,760	△1,887	△3,133	△46,840	44,443

※残額がマイナスについては会派の負担です。

主 な 内 容

未 来 宮本 有二 川村 三千代 岡崎 利久	調査研究費 平成30年1月11日に鹿児島県南さつま市にて、「小中一貫校から義務教育学校への移行について」調査研究(3名)。 平成30年1月12日に大分市議会にて、「議会BCPについて」調査研究(3名)。 要請・陳情活動費 平成30年2月20日に兵庫県伊丹市の陸上自衛隊伊丹駐屯地を訪問し自衛隊誘致の陳情活動(1名)。平成30年2月21日に高知県大阪事務所を訪問し高知県の外商活動、関西圏における観光振興等について調査研究(1名)。
改革クラブ 野々下昌文 原田 秀明 寺田 公一	調査研究費 平成30年1月11日に鹿児島県南さつま市にて、「小中一貫校から義務教育学校への移行について」調査研究(3名)。 平成30年1月12日に大分市議会にて、「議会BCPについて」調査研究(3名)。 要請・陳情活動費 平成30年2月20日に兵庫県伊丹市の陸上自衛隊伊丹駐屯地を訪問し自衛隊誘致の陳情活動(2名)。平成30年2月21日に高知県大阪事務所を訪問し高知県の外商活動、関西圏における観光振興等について調査研究(2名)。
市民クラブ 山戸 寛 高倉 真弓 松浦 英夫	調査研究費 平成29年8月29日に鵜来島の戦争遺跡調査(2名)。 平成30年1月30日~31日に佐伯市の戦争遺跡調査(3名)。 平成30年3月31日に鵜来島の戦争遺跡調査(3名)。 研修費 平成29年8月30日と11月30日に高知市で開催の「大川村だけじゃない地方議員の会」に参加(3名)。平成30年1月8日に文教センターにて、人づくり学習会「英語にチャレンジ!飛び立て小さな国際人!」を開催。 資料作成費 人づくり学習会の資料代。
融知会 山本 英 山上 庄一 濱田 陸紀	調査研究費 平成29年8月24日に海上自衛隊横須賀総監部を訪問し海上自衛隊の現状等について調査研究(1名)。平成30年1月11日に鹿児島県南さつま市にて、「小中一貫校から義務教育学校への移行について」調査研究(2名)。 平成30年1月12日に大分市議会にて、「議会BCPについて」調査研究(2名)。 要請・陳情活動費 平成30年2月20日に兵庫県伊丹市の陸上自衛隊伊丹駐屯地を訪問し自衛隊誘致の陳情活動(3名)。平成30年2月21日に高知県大阪事務所を訪問し高知県の外商活動、関西圏における観光振興等について調査研究(3名)。
明かるい社会 川田 栄子	研修費 平成29年7月15日、11月11日、平成30年2月3日に愛知県名古屋市で開催の「市民派議員塾」を受講。
点睛会 山岡 力	調査研究費 平成30年1月11日に鹿児島県南さつま市にて、「小中一貫校から義務教育学校への移行について」調査研究。 平成30年1月12日に大分市議会にて、「議会BCPについて」調査研究。

全国市議会議長会より、表彰状が授与されました。

【一般表彰】

★正副議長五年

岡崎利久議員



● 議会用語Q & A

Q 決議とは。

A 議会が行う意思決定です。その多くは、政治・行政に関わる課題に対する議会の意思の表明です。

各議員の議案等に対する賛否の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

議席	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
議決結果		川田 栄子	川村 三千代	原田 秀明	山岡 力	山本 英	高倉 真弓	山上 庄一	山戸 寛	岡崎 利久	野々下 昌文	松浦 英夫	寺田 公一	宮本 有二	濱田 陸紀
自衛隊誘致調査特別委員会最終報告	承認	×	○	○	×	○	×	○	×	議長	○	×	○	○	○
陳情第12号	不採択	○	×	×	○	×	○	×	○	議長	×	○	×	×	×
決議案第1号	可決	×	○	○	×	○	×	○	×	議長	○	×	○	○	○

【○：案件に賛成 ×：案件に反対】



< 編集委員 >

★ 会議録の
閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。
詳しくは「会議録」をご覧ください。
六月定例会の会議録は九月上旬にできる予定です。
市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市議会ホームページでご覧になれます。
議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。
なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。

〈 編集後記 〉

暑中御見舞はもちろんです。まず何より先月の豪雨で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。
また、ボランティアをはじめ様々な形、立場でご支援、ご尽力を賜りました方々、本当にありがとうございます。
平成最大の被害をもたらしたこのたびの豪雨、想定外、前例がないという言葉に代表される最近の災害ですが、今回の災害をしっかりと検証し、新たな教訓として今後に活かしていかなければと考えております。
まだまだ台風シーズン、そして厳しい暑が続きます。市民の皆様、くれぐれもお気を付け下さい。ご自愛お祈り申し上げます。

〈 編集委員 〉

- 川村 三千代
- 山本 英
- 山戸 寛
- 野々下 昌文
- 松浦 英夫